

第 5 次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画及び

第 4 次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画の策定について

令和 3 年度 1 2 月議会で報告しました「第 5 次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」及び「第 4 次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」（案）について、令和 4 年 2 月 2 日出雲市男女共同参画推進委員会から答申があり、この答申を尊重し、下記のとおり策定しましたので報告します。

記

1. 策定の経過

- | | |
|--------------|--|
| 令和 2 年 1 0 月 | 市民意識調査実施 |
| 令和 3 年 3 月 | 第 1 回出雲市男女共同参画推進委員会
市長から諮問、市民意識調査の結果説明 |
| 6 月 | 議会へ策定スケジュールの説明
第 2 回出雲市男女共同参画推進委員会 計画案検討 |
| 7 月 | 第 1 回出雲市男女共同参画推進本部で検討 |
| 1 1 月 | 第 3 回出雲市男女共同参画推進委員会 計画案検討 |
| 1 2 月 | 議会へ計画案の説明
パブリックコメントの実施（1 2 月 1 0 日～1 月 1 0 日）
(1)第 5 次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画（案）
（意見提出者 1 名・意見数 5 件）
(2)第 4 次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（案）
（意見なし） |
| 令和 4 年 1 月 | 第 4 回出雲市男女共同参画推進委員会 パブリックコメント結果報告と計画案検討 |
| 2 月 | 出雲市男女共同参画推進委員会から答申
第 2 回出雲市男女共同参画推進本部で策定 |
| 3 月 | 議会へ計画策定の報告 |

2. 計画について

(1) 策定の趣旨

本市は、平成17年12月に男女共同参画の取組の指針となる「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、男女共同参画のまちづくりを進めるために具体的な施策を示した「まちづくり行動計画」と、配偶者等からの暴力の根絶に関する施策をより具体的に示した「DV対策基本計画」を策定しております。現行計画の計画期間が満了することから、次期計画を策定するものです。

(2) 計画の期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)までの5年間

(3) 計画の概要

①第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 別添

【基本目標】

- | | |
|-----|-------------------------|
| I | 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり |
| II | 人権が尊重され安全安心に暮らせる社会づくり |
| III | 推進体制の整備 |

【素案からの変更点等】

- 1)パブリックコメントにより2か所修正 参考のとおり
 - ・自治協会役員への女性の参画率の数値目標を15%に変更
 - ・中高年期における健康づくりは男性も含めた記述に変更
- 2)計画に副題「認めあい支えあって暮らす出雲市の創造」を追記

②第4次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画 別添

【基本目標】

- | | |
|-----|-----------------|
| I | DV防止に向けた予防・啓発 |
| II | DV被害者に配慮した相談の実施 |
| III | DV被害者の自立支援 |
| IV | 推進体制の整備 |

第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画（案）へのご意見と市の考え方

参考

意見番号	大項目	中項目	小項目	頁	意見内容	市の考え方
1	第3章 計画の内容	基本課題Ⅰ-1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進	①政策方針決定過程への女性の参画	19 46	数値目標の表 各種審議会等への女性の参画率の目標数値が40%とされているにもかかわらず次の項目で女性の参画がゼロの審議会等の数の数値目標が0とされている。女性の参画がゼロの審議会等の項目は必要はないか。	各種審議会等への女性の参画率については、全体で40%に引き上げていくことと、女性委員のいない審議会を0にするという2つを現実することが、より広く政策方針決定過程への女性の参画を促すことになるため、必要な数値目標であると考えさせていただきます。
2	第3章 計画の内容	基本課題Ⅰ-3 地域における男女共同参画の推進	②人材の育成と参画の推進	24 46	数値目標の表 自治協会員への女性の参画率の数値目標が10%とされているが、現状（9.5%）と同じである。少なくとも30%程度とすべきではないか、（自治協会は地区団体の中心的存在、積極的な推進が必要ではないか。）	自治協会は各地区で選出される地域団体であり、ご意見のとおり地区の中心的存在であり男女共同参画を推進するには重要な団体であります。そこで、現状から各地区1~2人ずつ女性委員を増やした場合の参画率を目標値とすることとし、以下の下線部のとおり数値目標を変更します。 自治協会員への女性の参画率を上げていくという機運の醸成を図るため、男女共同参画の講演会や地域への出前講座などの啓発事業を積極的に推進していきます。
3	第3章 計画の内容	基本課題Ⅰ-3 地域における男女共同参画の推進	②人材の育成と参画の推進	24 46	数値目標の表 女性消防団員数の数値目標が20人とされているが、必要であれば各地区消防団へ2人以上配置とすべきではないか。（多くの消防団への配置が適切ではないか）	P24・46 自治協会員への女性の参画率の数値目標 1.5% 女性消防団員については、火災予防広報活動や救急手当の普及啓発活動等を行う消防本部女性部と、災害現場で活動する女性消防団員がいます。現在、女性消防団員活躍のためのガイドラインを作成し、女性が活躍できる環境づくりに努めています。さらに、「出雲市消防団改革推進委員会」において、女性消防団員の拡充について方策を検討していきまます。新たな活躍の場を設ける組織編成が明らかになったうえで、女性消防団員の増員を進めてまいります。そのため当面20人としておきます。
4	第3章 計画の内容	基本課題Ⅱ-4 生涯を通じた健康づくりの推進	①生涯を通じた健康づくりの推進	41	中高年期における健康づくりについては、女性だけでなく男性も含めて記載すべきではないか。（女性だけについての項目ではないのは）	中高年期における健康づくりについては、いただいた意見を踏まえ、以下の下線のとおり追記・変更します。 ○ライフステージに応じた健康づくりの啓発と相談体制の充実、各種健診の受診拡大やがん検診体制の充実・受診促進に努めます。 ○生活習慣病（がん、心疾患、糖尿病、脳卒中）予防や重症化予防の推進のための健康教育、健康相談の充実を図ります。
5	全般				行政としての計画ではあるが、民間企業の経営陣（取締役や理事）、商工会議所や商工会、農協や漁協の理事等についても、女性の積極的な登用を促す内容をどこかに記載すべきではないか。	民間企業、商工会議所、商工会、及び農協や漁協等の関係団体ごとにも男女共同参画や女性活躍推進を進めていただくことが重要であると考え、P19の「基本課題Ⅰ-1政策方針決定過程への男女共同参画の推進（1）政策方針決定過程への女性の参画」2市及び市の関係団体等における女性参画の促進において「各種会議、団体においても女性の参画促進について働きかけを行います。」としております。 P28にありまます女性の活躍推進についても、男性中心型労働慣行の見直しとして、企業・団体の経営者への長時間労働の削減や働き方改革に向けた広報啓発活動の推進を進めることとしており、市と共に男女共同参画社会の実現に関わっていただけたらという積極的な支援していきたいと考えさせていただきます。